

議案第 1 1 0 号

湯梨浜町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 5 日提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

湯梨浜町認可地縁団体印鑑条例（平成 16 年湯梨浜町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
（登録の実施） 第 4 条 町長は、前条に規定する者から認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第18条の3第1項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査したうえ、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく認可地縁団体印鑑の登録をしなければならない。 （読替規定） 第13条 地方自治法施行規則<u>第18条の3第1項第7号</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任状により当該代理人による申請又は届出をすることができるものとする。この場合、第3条、第7条及び第8条においては、「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」は「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」、「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」は「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」とそれぞれ読み替えるものとする。	（登録の実施） 第 4 条 町長は、前条に規定する者から認可地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第21条第2項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体登録台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合するほか、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査したうえ、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく認可地縁団体印鑑の登録をしなければならない。 （読替規定） 第13条 地方自治法施行規則<u>第19条第1項第1号ト</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任状により当該代理人による申請又は届出をすることができるものとする。この場合、第3条、第7条及び第8条においては、「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者」は「認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする者の代理人」、「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者」は「認可地縁団体印鑑の登録を受けている者の代理人」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。